							9.8			
		上益城郡益城町大字小谷字高遊				前	~	175.0		
一般	堂園小森				1603番3地先から		17.0		,,,	
県道	線	同	所	同	字		19.1		"	
					1603番5地先まで	後	~	175.0		
							25.5			

2 区域変更する期日 平成 15 年 4 月 23 日

熊本県告示第 447 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 4 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 4 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

		、				
道路 の 種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
主要	本 渡牛深線	天草郡河浦町大字宮野河内字前田317番1地先から同 所 同 字342番2地先まで	前	4.0 ~ 5.5	170.0	
地方道		天草郡河浦町大字宮野河内字前田 317番1地先から		6.0 ~ 8.0	50.0	工事用迂回路撤去
		同 所 同 字 335番1地先まで	後	4.0 ~ 5.5	170.0	

2 区域変更する期日 平成15年4月23日

熊本県告示第 448 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 4 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 4 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供	用開	始す	る区	間	延 長 (メートル)	備考
	有明倉岳線	天草郡倉岳	岳町大字浦	言字城ノ下 かんりょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ				
主要地方道		同所	同	字	3358番	地先から	120.0	単道改
					3366番	2 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 15 年 4 月 23 日

熊本県告示第 449 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年4月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一